内閣衆質二〇一第一二三号

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員丸山穂高君提出スパイ活動に対抗し得る体制の確立に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員丸山穂高君提出スパイ活動に対抗し得る体制の確立に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の 「外国情報機関等の情報収集活動から重要な情報を保護することは国益につながる」、 「外国

情報機関による情報収集活動から保護すべき国益」及び 「国益に関わる情報」の意味するところが明らか

ではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘 0 「外国情報機関による情報収集活動の防止・監視の観点」 の具体的に意味するところが明らか

ではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、 経済分野における国家安全保障上の諸課題について政府として迅速かつ適切に対応するため、 御

指摘の 「経済班」については、 企画立案及び関係する府省等の間での情報交換や必要な連携のための総合

調整に係る役割を担うことを予定している。